

令和 8 年度

いわき市社会福祉施設整備費等補助の対象事業募集要項

令和 7 年 8 月

いわき市保健福祉部 障がい福祉課

1 趣旨及び対象事業について

いわき市では、障害福祉サービスの充実を図り、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」に基づく、必要性・緊急性の高い障害福祉サービス事業所等の整備に対する支援を行うため、いわき市が必要と認めた施設について、社会福祉施設等施設整備費国庫金や次世代育成支援対策施設整備交付金等を活用し、令和8年度に障がい者（児）社会福祉施設の整備を予定している社会福祉法人等（以下「法人」という。）を募集します。

対象事業は、いわき市社会福祉施設等施設整備費補助対象事業選定委員会において事業内容を審査し、優先順位を決定します。なお、国または市の予算の状況によっては、社会福祉施設等施設整備費国庫補助事業が必ず実施されるとは限りませんので予めご了承ください。

2 対象者について

社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人のいずれかに該当する法人。

3 対象地区について

対象区域は市内全域とし、災害レッドゾーンにおいては、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合を除き、対象外となります。浸水想定区域や土砂災害警戒区域においても、安全上及び避難上の対策を講じる必要があります。

また、優先的な整備が必要な地区の場合は、審査における加点の対象となります。（別紙参照）

4 提出書類について

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 令和7年度予算書
- (3) 令和6年度決算書
- (4) 施設整備計画書
- (5) 位置図
- (6) 土地測量図又は公図
- (7) 土地登記簿謄本
- (8) 施設配置図
- (9) 施設平面図
- (10) 設計見積、事業費内訳
- (11) 令和8年度社会福祉施設整備事業計画書
- (12) 意思決定過程がわかる資料（理事会の議事録、事業の必要性等）
- (13) 借り受けや寄付を受ける場合はそれに関連した資料
- (14) 暴力団等反社会勢力でないことを警察等関係機関へ照会することに関する同意書

5 提出期限について

令和7年9月26日（金）【必着】

- ※ 提出期限において書類に不備がある場合、計画書を受理しないことがあります。
- ※ 計画書の内容を提出後に変更することは認められません。十分な検討のもとで作成してください。

6 事前相談について

- (1) 計画書の提出を予定する法人は、提出期限の1週間前（9月19日（金））までに来課のうえ、事前相談を行ってください。事前相談には法人代表者、施設長予定者又は法人の職員であって、計画内容を熟知している方がお越し下さい。設計会社やコンサルティング会社からの事前相談（電話による確認、問合せ及び事前相談時の同席を含む。）は受け付けません。
事前相談では、提出資料に対する説明のほか、法人の整備事業に対する考え方、運営方針、利用者の見込み、補助金が交付されなかった場合の対応等について説明していただきます。
- (2) 事前相談に当たっては、必ずあらかじめいわき市障がい福祉課の施設整備費補助担当へ連絡し、相談日時を予約のうえお越しください。
- (3) 事前相談の過程において、いわき市障がい福祉課からの必要な指示に従っていない場合には、事前相談を打ち切り、計画書を受理しません。

7 今後の日程について

日程	内容
令和7年 9月2日	応募受付開始
令和7年 9月26日	応募書類の提出期限
令和7年 9月～10月	書類審査、選定委員会開催（ヒアリング）
令和7年 10月	対象事業者決定
令和8年 3月	国補助金事前協議書提出
令和8年 6月	国補助金内示
令和8年 7月	国補助金申請書提出
令和8年 8月	国補助金交付決定 市補助金交付申請・交付決定 実施設計
令和8年 9月～ 令和9年2月	施設整備工事
令和9年 3月	指定申請、竣工検査、開所準備
令和9年 4月	事業開始

8 選定方法と結果について

- (1) 対象事業の選定にあたっては、いわき市社会福祉施設等施設整備費補助対象事業選定委員会を設置し、市の審査基準等に沿って書類審査を行います。また、審査会を開催し、ヒアリングを行います。
- (2) 選定結果は、審査後速やかに、文書にて通知します。

9 その他留意事項

- (1) 令和8年度に整備を行うもので、原則として令和8年度内に事業完了予定のものが対象となります。既に整備に着手している事業については対象となりません。
- (2) 土地の取得、造成、備品、外構工事等に係る経費については補助対象外です。
- (3) 計画書提出時点で、建物を建設できるか否かが不確実な計画は、協議の対象としません。
- (4) 建設予定地は、日照、通風等の生活環境が良好であり、家族等の訪問、在宅福祉サービスの利便等の観点から交通の便も良好であることが必要となります。
- (5) 施設がその地域において孤立することのないよう、当該地域住民等との連携が図られ、かつ医療機関等の協力体制が良好であることが必要となります。
- (6) 選定については、市社会福祉施設等選定審査委員会を開催し、必要性の高い整備事業計画として承認された案件のみとなります。サービス供給見込量、当該事業の必要性・緊急性等を勘案して選定を行います。
- (7) 概算設計費用などの整備事業計画の立案に係る諸経費については、すべて法人の負担となり、選定されない場合にも、その諸経費に関する補助等はありません。
- (8) 社会福祉施設等選定審査委員会において、「整備することが適当」と認められた案件であっても、状況により選定できないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- (9) 国との協議の結果、国庫補助金の交付対象とならなかった場合、市補助金についても交付されません。また、国庫補助金については、国の要綱どおりの補助率とならない場合があります。
- (10) 事業着手は、国の補助金交付決定(※例年整備を実施する年度の8月頃)を受けて市が交付決定(※実施設計を要する事業は実施設計後)を行った後となります。整備に要する期間を考慮すると、実質的なサービス提供開始は令和9年度からとなりますので、整備事業計画立案に当たってご留意ください。
- (11) 補助事業により整備した施設については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき処分制限等が適用されます。
- (12) 書類提出後、ヒアリングを実施します。日程等は別途お知らせします。書類提出後、必要な指示に従っていただけない場合には、協議を終了しますのでご留意ください。
- (13) 提出された整備事業計画は、いわき市情報公開条例（平成10年いわき市条例第1号）等関連規定に基づき公開することがあります。
- (14) 応募書類一式については返却いたしません。

10 提出・事前相談先

いわき市 保健福祉部 障がい福祉課 支援係

住所 〒970-8026 いわき市平梅本 21 いわき市役所本庁舎 2 階

電話 0246 (22) 7485/FAX 0246 (22) 3183

E-mail shogaifukushi@city.iwaki.lg.jp